

大和市健康都市シンボルマークの利用に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が推進する健康都市の象徴である健康都市シンボルマーク（以下、「シンボルマーク」という。）の利用に関する取扱いについて必要な事項を定めることにより、シンボルマークの適正な利用の確保に資するものとする。

(利用の許可)

第2条 市長は、シンボルマークを利用しようとする者に対し、その利用を許可することができる。

(利用申請)

第3条 シンボルマークの利用申請については、大和市健康都市シンボルマーク利用申請書（第1号様式）によるものとする。

(利用許可に係る基準)

第4条 市長は、前条の申請があったシンボルマークの利用について、次のいずれにも該当しないと判断する場合に限り、シンボルマークの利用を許可するものとする。

- (1) 大和市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合
- (2) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるものに利用する場合
- (3) 公序良俗に反するものに利用する場合
- (4) 公の選挙、宗教の布教又は政治活動に利用する場合
- (5) 営利目的で、自己の商標や意匠として利用する場合
- (6) 前5号に掲げるもののほか、特に市長が不相当と認める場合

(利用許可等の通知)

第5条 市長は、シンボルマークの利用を許可したときは、大和市健康都市シンボルマーク利用許可通知書（第2号様式）を交付する。

2 市長は、シンボルマークの利用を許可しないときは、大和市健康都市シンボルマーク利用不許可通知書（第3号様式）を交付する。

(利用の届出)

第6条 前3条の規定にかかわらず、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び市議会がシンボルマークを利用する場合は、シンボルマークの所管課に、大和市健康都市シンボルマーク利用届出書（第4号様式）を提出するものとする。

(利用の条件等)

第 7 条 市長は、シンボルマークの利用の許可を行う場合は、シンボルマークの利用者に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) シンボルマークの下部に、別に定めるロゴを付記して使用すること。
- (2) シンボルマークのイメージが損なわれないように、適正に管理すること。
- (3) 許可を受けた利用形態、期間等を変更する場合は、改めて利用に係る申請を行うこと。
- (4) 住所（所在地）又は氏名（名称）を変更した場合は、速やかにその旨を市長に届け出ること。

(利用に関する特例)

第 8 条 市長は、シンボルマークの利用者が、利用に際して独自の加工、修正等を行おうとする場合、個別に協議を行うものとする。

(利用の許可に係る権利の譲渡又は転貸)

第 9 条 市長は、シンボルマークの利用者が、利用許可に基づく権利を第三者に譲渡すること又は転貸することを認めない。

(利用の中止及び利用許可の取消)

第 10 条 市長は、シンボルマークの利用者が、シンボルマークを不適當に利用したと認められる場合、シンボルマークの利用許可を取り消すことができる。

(様式)

第 11 条 この要領の規定により使用する様式は、シンボルマーク様式一覧（別表）のとおりとし、その内容は別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 12 月 22 日から施行する。

別表（第 10 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市健康都市シンボルマーク利用申請書	第 3 条
第 2 号様式	大和市健康都市シンボルマーク利用許可通知書	第 5 条
第 3 号様式	大和市健康都市シンボルマーク利用不許可通知書	第 5 条
第 4 号様式	大和市健康都市シンボルマーク利用届出書	第 6 条

大和市健康都市シンボルマーク利用申請書

年 月 日

大 和 市 長 あて

大和市健康都市シンボルマークの利用を申請します。

- 1 利用目的
- 2 利用形態（印刷物に利用する場合、印刷枚数も記載してください）
- 3 利用期間
年 月 日 から 年 月 日 まで
- 4 利用場所（看板などの固定物に利用する場合に記載してください）
- 5 申請者
住所（所在地）
氏名（名称）
<法人等が申請する場合>
担当者氏名
電話番号
- 6 添付資料（印刷物に利用する場合は見本を、固定物の場合は写真を添付してください）

第2号様式（第5条関係）

大和市健康都市シンボルマーク利用許可通知書

年 月 日

様

大 和 市 長

年 月 日付けで申請がありました大和市健康都市シンボルマークの利用について、次のとおり許可します。

1 利用目的

2 利用形態

3 利用期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 利用の場所（固定物に利用する場合）

5 許可にあたっての条件

- (1) シンボルマークの下部に対して、別に定めるロゴを付記して使用すること。
- (2) シンボルマークのイメージが損なわれないように、適正に管理すること。
- (3) シンボルマークを使用したものが完成した場合は、直ちに1部提出すること。
- (4) 許可を受けた利用形態、期間等を変更する場合は、改めて利用に係る申請を行うこと。
- (5) 住所（所在地）又は氏名（名称）を変更した場合は、速やかにその旨を市長に届け出ること。

第3号様式（第5条関係）

大和市健康都市シンボルマーク利用不許可通知書

年 月 日

様

大 和 市 長

年 月 日付けで申請がありました大和市健康都市シンボルマークの利用については、許可しないこととしましたので、通知します。

（許可しない理由）

第4号様式（第6条関係）

大和市健康都市シンボルマーク利用届出書

年 月 日

あて

課長

健康都市シンボルマークを利用しますので、お知らせします。

- 1 利用目的

- 2 利用形態（印刷物に利用する場合、印刷枚数も記載してください）

- 3 利用期間
年 月 日 から 年 月 日 まで

- 4 利用場所（看板などの固定物に利用する場合に記載してください）

- 5 連絡先
担当者名：
電話番号：

- 6 添付資料（印刷物に利用する場合は見本を、固定物の場合は写真を添付してください）

ロゴ一覧



健康都市やまと



Healthy City
Yamato